

北上市告示甲第91号

北上市園芸産地拡大支援事業費補助金交付要綱（平成31年北上市告示甲第15号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月13日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（事業実施期間） 第 4 事業実施期間は、平成31年 4 月 1 日から <u>令和 7 年 3 月 31</u> <u>日</u> までとする。	（事業実施期間） 第 4 事業実施期間は、平成31年 4 月 1 日から <u>令和10年 3 月 31</u> <u>日</u> までとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	